

岐阜県公報

第二千八百十号

平成二十八年十二月二十七日

(火曜日)

目次

人事委員会規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 八〇八^ハ

告示

有害興行の指定

(私学振興・青少年課) 八一^ハ

知事指定薬物の指定の失効

(業務水道課) 八一^ハ

飛騨川地域森林計画の樹立

(林政課) 八一^ハ

木曾川地域森林計画の変更

(同) 八一^ハ

揖斐川地域森林計画の変更

(同) 八一^ハ

宮・庄川地域森林計画の変更

(同) 八一^ハ

長良川地域森林計画の変更

(同) 八一^ハ

道路の区域変更

(道路維持課) 八二^ハ

道路の供用開始

(同) 八二^ハ

土砂災害警戒区域の指定

(砂防課) 八三^ハ

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 八三^ハ

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数

(選挙管理委員会) 八四^ハ

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 八五^ハ

政治団体の異動事項等の公表

(同) 八六^ハ

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 八六^ハ

資金管理団体の名称等の公表

(同) 八六^ハ

資金管理団体の異動事項等の公表

(同) 八七^ハ

資金管理団体でなくなった政治団体の名称等の公表
個人演説会等を開催することができる施設の指定

(同) 八一七^ハ
(同) 八一七^ハ

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 八一七^ハ

県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課) 八一八^ハ

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 八一八^ハ

平成二十九年岐阜県保育士試験(前期)の実施

(子ども家庭課) 八一九^ハ

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十八年十二月二十七日

人事委員会規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第四十一号

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則（昭和三十八年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「同条に規定する就業促進定着手当」を「同号ロに該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）」に改め、「同項第六号の規定による退職手当」の下に「のうち雇用保険法第五十九条第一項第一号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費の額に相当する退職手当」を加え、「広域求職活動費」を「求職活動支援費（広域求職活動費）の額に相当する退職手当支給申請書に、同項第二号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費の額に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）の額に相当する退職手当支給申請書に、同項第三号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費の額に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）」に改め、「それぞれ受給資格証」及び「受給資格証」の下に「高年齢受給資格証」を加え、同条第二項中「受給資格証」の下に「高年齢受給資格証」を加える。

第二十四条中「及び広域活動費」を「求職活動支援費（広域求職活動費）の額に相当する退職手当支給申請書、求職活動支援費（短期訓練受講費）の額に相当する退職手当支給申請書及び求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）」に改める。

別記第一号様式の三表面中「民間職業紹介機関」を「職業紹介事業者」及び「労働者派遣機関」を「派遣元事業者」及び「職業相談等」を「職業相談、職業紹介等」に改め、同様を裏面中「職業紹介事業者紹介」及び「地方公共団体又は職業紹介事業者紹介」に改める。

別記第一号様式の四を次のように改める。

第 1 号様式の 4 (第 21 条関係)

(表面)

高 年 齢 受 給 資 格 者 失 業 認 定 申 告 書

(該 当 の と こ ろ へ ○ 印 を 付 け 、 必 要 な 事 柄 を 記 載 し て く だ さ い 。)

①失業の認定を受けようとする期間中に就職又は就労をしましたか。	イ した ロ しない	就職又は就労をした月日を記載してください。																		
②失業の認定を受けようとする期間中に引き続き就職先を探しましたか。																				
(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。当てはまるものを○で囲んでください。																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">求職活動の方法</td> <td style="width:10%;">活動日</td> <td style="width:20%;">利用した機関の名称</td> <td style="width:40%;">求職活動の内容</td> </tr> </table>			求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容														
求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容																	
(イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 公共職業安定所を利用した日、利用内容及び公共職業安定所名を次の欄に記載し、公共職業安定所が発行する求職受付票の写しを添付してください。																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">利 用 し た 日</td> <td style="width:30%;">公 共 職 業 安 定 所 名</td> <td style="width:40%;">利 用 内 容</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>			利 用 し た 日	公 共 職 業 安 定 所 名	利 用 内 容															
利 用 し た 日	公 共 職 業 安 定 所 名	利 用 内 容																		
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;"> (ロ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等 (ハ) 派遣元事業主による派遣就業相談等 (ニ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等 </td> <td style="width:30%;"></td> <td style="width:40%;"></td> </tr> </table>			(ロ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等 (ハ) 派遣元事業主による派遣就業相談等 (ニ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等																	
(ロ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等 (ハ) 派遣元事業主による派遣就業相談等 (ニ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等																				
(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">事業所名及び部署</td> <td style="width:10%;">応募日</td> <td style="width:10%;">応募方法</td> <td style="width:10%;">職種</td> <td style="width:30%;">応募の動機</td> <td style="width:25%;">応募の結果</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他</td> <td> </td> </tr> </table>			事業所名及び部署	応募日	応募方法	職種	応募の動機	応募の結果					(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他						(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他	
事業所名及び部署	応募日	応募方法	職種	応募の動機	応募の結果															
				(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他																
				(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他																
(その理由を具体的に記載してください。)																				
ロ 探さなかった	(その理由を具体的に記載してください。)	(その理由を具体的に記載してください。)																		
③失業の認定を受けようとする期間中に、公共職業安定所から紹介された仕事又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒否したことがありますか。	イ ある ロ ない	(その理由を具体的に記載してください。)																		

(裏面)

④今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	イ 応じられる ロ 応じられない	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的事情又は家庭的事情のため(例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事等の都合のため) (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他 ()	
⑤就職し、若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	イ 就職	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職	(就職先事業所)
ロ 自営	月 日より就職(予定) 月 日より自営業開始(予定)		
岐阜県職員退職手当条例施行規則第 21 条第 1 項において準用する同規則第 13 条の規定により上記のとおり申告します。 年 月 日 任命権者 様 高年齢受給資格証番号 () 高年齢受給資格者氏名 (印)			

※ 任命権者記載欄(受給資格者は記載しないこと。)

- ・雇用保険法第 19 条及び第 32 条から第 34 条までの規定に準ずる支給制限を行うべき事実の有無
 有 ・ 無
- ・上記の内容を精査した結果、次のとおり失業を認定する。
 失業認定対象期間 年 月 日 から 年 月 日まで 日間
 任命権者名 (印)

注 意 事 項

- この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 申告は、正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と、更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の認定日から今回の認定日(この申告書を提出する日)の前日までの期間をいう。
- ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員若しくは嘱託になつた場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は、就職又は就労となる。)をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても、就職し、又は就労したことになるものである。
- ②欄のイに○印を付けた人は、②欄の表に必要な事柄を具体的に記載すること。
- ②欄のイ(イ)公共職業安定所による職業相談、職業紹介等に○印を付けた人は、公共職業安定所が発行する求職受付票の写しを添付すること。
- ②の(2)欄には、②の(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号を併せて記載すること。また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。
- ③欄のイに○印を付けた人は、公共職業安定所から紹介された仕事に就くこと又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒否した理由を具体的に記載すること。
- ④欄のロ(ホ)その他に○印を付けた人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を()の中に具体的に記載すること。
- ※印欄には、記載しないこと。

「児童課」や「若狭の五葉団」の「民間職業紹介機関」や「職業紹介事業者」及び「労働者派遣機関」や「派遣元事業主」及び「職業相談等」や「職業相談、職業紹介等」及び

「(1) 公共職業安定所紹介
(2) 自己就職

「(1) 公共職業安定所紹介
(2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介
(3) 自己就職

の。

附則

- 1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県職員退職手当条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県職員退職手当条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

告示

岐阜県告示第六百四十四号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十八年十二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	種別	配給会社	放映
映画	アルティメットスターベーション しごきの山	特務課の星 蜜乳コスプレ大作戦！！	未亡人下宿？ 谷間も貸します	オーピー映画 オーピー映画 オーピー映画

クレメの誘惑 あそこの具合	新東宝映画
こくまるオッパイ かきませられた私	オーピー映画

2 指定年月日

平成28年12月27日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第六百四十五号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年十二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 メチルニ（一）シクロヘキシルメチル（一）H インドール（三）カルボキサミド（三）メチルブタノール及びその塩類（通称AMB CHMICA）
- 2 ニ（四）エトキシ（三）五 ジメトキシフェニル（エタンアミン及びその塩類（通称Escaline）
- 3 N（一）フェネチルピペリジン（四）イル（N フェニルフラン（ニ）カルボキサミド及びその塩類（通称Furanylfentanyl、FuF）

二 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

三 指定の効力を失う日

平成二十八年十二月三十一日

岐阜県告示第六百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により飛騨川森林計

画区の地域森林計画を樹立したので、同法第六条第七項の規定により告示する。

平成二十八年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第六百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により木曾川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により告示する。

平成二十八年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第六百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により揖斐川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により告示する。

平成二十八年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第六百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮・庄川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により告示する。

平成二十八年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第六百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により長良川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により告示する。

平成二十八年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第六百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十二月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延 長 （メートル）	備 考
県道	川美 濃線	美濃市字樋ヶ洞三二七五番一、二地先から同市字鉦尾三三九五番四地先まで	A	四〇・〇	一〇〇・〇	A及びBは関係図面に示す敷地の区分をいふ。
		美濃市字樋ヶ洞三二七五番一、二地先から同市字鉦尾三三八六番地先まで	B	三三・五	二七〇	
		同市字鉦尾三三八六番地先まで	後B	三三・五 二九・〇	二七〇	

岐阜県告示第六百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十二月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道

路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
一般 国道	三百六十 五号	不破郡関ケ原町大字関ケ 原字六反田二八七五番四 地先から 大垣市上石津町牧田字門 前七一二番三地先まで	後	前 一四・二 三・五	一四・六 一・九	

岐阜県告示第六百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供
用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十二月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道
路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 決定又は 変更の告 示年月日 ほか）
中野方線 苗木線	中津川市高山市字木積沢五七 九八番二地先から 同 市 同 字西知原二一〇 一番七地先まで		一六・五〇	平成 二六・三・二七	平成 二六・四・八

岐阜県告示第六百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律
第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、
同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
土岐ヶ丘	土岐市土岐ヶ丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土岐ヶ丘沢	土岐市土岐ヶ丘	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事
務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百五十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律
第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する
ので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及 び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
土岐ヶ丘	土岐市土岐ヶ丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

土岐ヶ丘京

土岐市土岐ヶ丘

次の図のとおり

土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第九十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十八年十二月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- 1 平成28年12月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,698,680人
- 2 総数の50分の1の数
33,974人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
312,335人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	340,403	113,468
大垣市	148,130	49,377
高山市	76,386	25,462
多治見市	94,522	31,508
關市	74,258	24,753
丹津川市	66,716	22,239
美濃市	18,162	6,054
瑞浪市	32,024	10,675
羽島市	55,962	18,654
恵那市	43,479	14,493
美濃加茂市	42,243	14,081
土岐市	49,469	16,490
各務原市	121,252	40,418
可児市	95,251	31,751
山梨市	23,547	7,849
瑞穂市	41,838	13,946
飛騨市	21,548	7,183
本巣市	43,182	14,394
郡上市	36,658	12,220

下 田 市	28,901	9,634
海 津 市	30,321	10,107
羽 島 郡	38,615	12,872
養 老 郡	25,293	8,431
不 破 郡	29,102	9,701
安 八 郡	20,188	6,730
揖 斐 郡	58,088	19,363
加 茂 郡	43,142	14,381

岐阜県選挙管理委員会告示第九十一号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治
 団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次の
 ように訂正した。

平成二十八年十二月二十七日

岐阜県選挙管理委員会
 委員長 大 松 利 幸

1 政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党岐阜県揖斐郡第一支部	国 枝 慎太郎	国 枝 覚	揖斐郡大野町下磯521 2		平成28年11月16日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
阿部秀夫後援会	櫻 井 正彦	阿 部 孝子	各務原市鷺沼三ツ池町3 413	平成28年11月8日
小島せいを応援する会	小 島 整	小 島 整	各務原市下中屋町3 153	平成28年11月2日
後藤ゆき後援会	後 藤 友紀	後 藤 和史	羽島郡岐南町上印食4 177	平成28年11月18日

平井豊司後援会	平井豊司	平井豊司	平井豊司	揖斐郡揖斐川町谷汲名丸574	平成28年 11月21日
---------	------	------	------	----------------	-----------------

岐阜県選挙管理委員会告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七條の二第一項の規定により、その

異動事項等を次のとおり告示する。

平成二十八年十二月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		新	旧	動 月 日
		代表者	会計責任者			
岐阜市歯科医師連盟	山田 武志			山田 武志 木方 多加志	中 村 雅 彦	平成27年 6月25日
小坂喬峰後援会	小坂 喬峰	主たる事務所の所在地		恵那市東野1889 3	恵那市長島町正家1 6 1	平成28年 11月17日
ことう信一後援会	鷲 見 武 武	代表者		鷲 見 武 武	加 藤 弘 弘	平成28年 11月1日
土岐市古田はじめ後援会	白石 文伸	代表者		白石 文伸	玉 樹 成 三	平成28年 8月4日

岐阜県選挙管理委員会告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七條第一項の規定により、政治団体解散届が提出されたので、同法第三項の規定により、その名称等を次のとおり告

示する。

平成二十八年十二月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解 散 年 月 日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を政党とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
岩花まさき後援会	岩 花 正 樹	岩 花 正 樹	岐阜市淡谷町10	平成28年 10月15日			

岐阜県選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九條第二項の規定により、廣

金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九條の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十八年十二月二十七日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	出たる事務所の所在地	代表者の氏名
平井 豊司	増斐三町議会議員	平井豊司後援会	岐阜県増斐三町谷汲96574	平井 豊司

岐阜県選挙管理委員会告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項等を次のとおり告示する。

平成二十八年十二月二十七日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
小坂 喬峰	小坂喬峰後援会	出たる事務所所在地	恵那市東野1889 3	恵那市長島町正家 6 1

岐阜県選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十八年十二月二十七日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

資金管理団体の名称	資金管理団体の名称	届出をした者の氏名	届出をした者の氏名	届出した日
平井豊司後援会	平井豊司後援会	平井 豊司	平井 豊司	平成28年10月15日

岐阜県選挙管理委員会告示第九十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定について、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

平成二十八年十二月二十七日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

指定した施設

市町村名	施設の名	所在地	収容人員
八百津町	錦津コミュニケーションセンター	加茂郡八百津町伊岐津志16 92番地 1	150人

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十八年十二月九日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ギフ福祉ネットワーク東部

三 代表者の氏名 細野 俊和

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市野一色四丁目一五番一二号

五 定款に記載された目的 この法人は、相互扶助の精神に基づき、不特定多数の人びとが健康で安心して暮らせる家庭・地域社会の推進に寄与すると共に、高齢者・障害者・子どもなど広く一般に対して在宅介護・家事援助、高齢者・障害者等の移送サービス活動、介護保険法並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護事業等を行うことにより福祉の増進に寄与し、また山林・河川等の清掃活動等を行うことにより環境保全にも貢献することを目的とする。

岐阜県知事 古 田 肇

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
茶の里白川地区	白川町役場	平成二八・一二・二七から 同二九・一一・三一まで

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称 関市

二 調査を行った地域 岐阜県関市上之保の一部（行合）（）

三 調査を行った期間 平成二十一年度から平成二十八年年度まで

四 地図及び簿冊の名称 岐阜県関市（上之保の一部）の地籍図

五 地図及び簿冊の名称 岐阜県関市（上之保の一部）の地籍簿

五 認証年月日 平成二十八年十二月二十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称 下呂市

二 調査を行った地域 岐阜県下呂市小坂町大島の一部（大島4）

三 調査を行った期間 平成二十五年度から平成二十八年年度まで

四 地図及び簿冊の名称 岐阜県下呂市（小坂町大島の一部）の地籍図

岐阜県下呂市（小坂町大島の一部）の地籍簿

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（小坂町大島の一部）の地籍簿

岐阜県下呂市（小坂町大島の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十八年十二月二十七日

平成二十九年岐阜県保育士試験（前期）の実施

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第十八条の八の規定により、平成二十九年岐阜県保育士試験（前期）を次のとおり実施しますので、岐阜県児童福祉法施行細則（昭和四十七年岐阜県規則第十七号）第二十条の規定により公告します。

なお、試験の実施に関する事務は、法第十八条の九第一項の規定により指定試験機関に指定した一般社団法人全国保育士養成協議会が行います。

平成二十八年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験日程及び会場

1 筆記試験

平成二十九年四月二十二日（土）及び同月二十三日（日）

時間	午前10時30分から	正午から	午後2時から	午後3時30分から
期日	午前11時30分まで	午後一時まで	午後三時まで	午後四時三十分まで
四月二十二日（土）	保育の心理学	保育原理	児童家庭福祉	社会福祉

時間	午前10時から	午前11時から	正午から	午後2時から	午後3時30分から
期日	午前10時30分まで	午前11時三十分まで	午後一時まで	午後三時まで	午後四時三十分まで
四月二十三日（日）	教育原理	社会的養護	子どもの保健	子どもの食と栄養	保育実習理論

2 実技試験（筆記試験全科目合格者のみ実施）

平成二十九年七月二日（日）

3 試験会場

大垣市（予定）

二 受験申請受付期間

平成二十九年一月五日（木）から同月三十一日（火）まで

三 受験申請受付場所

受験申請書を指定の封筒により、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターまで、簡易書留で郵送してください。

なお、受験申請については、平成二十九年一月三十一日（火）までの消印のあるものに限り受け付けます。

四 受験手数料等

受験手数料等の納入方法は、受験の手引をご覧ください。

1 受験手数料等

一、九五 円（受験手数料二、七〇〇円及び受験の手引郵送料二五 円）

2 全科目免除者に係る受験手数料等

二、六五 円（受験手数料二、四〇〇円及び受験の手引郵送料二五 円）

五 合格発表等

合格者の発表は、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターから受験者全員に通知書を郵送することにより行います。

なお、合格者には「保育士試験合格通知書」を、一部科目合格者には「保育士試験一部科目合格通知書」を送付します。

六 試験問題の公開

平成二十三年から平成二十八年までの岐阜県保育士試験問題については、情報公開総合窓口（岐阜県庁二階 電話 〇五八 二七二 一一三八）において公開しています。

七 その他

1 受験の手引及び受験申請書の配布方法、配布時期及び請求方法

(一) 配布方法

郵送配布

(二) 配布時期及び請求方法

平成二十九年一月五日（木）から配布を開始します。

インターネット又は郵送にて、ご請求ください。郵送での請求の場合は、宛先明記の角型二号返信用封筒を同封の上、封筒の表に「手引請求」と朱書きし、次の宛先まで郵送で請求してください。

なお、申請受付期間に間に合うよう、平成二十九年一月二十日(金)までに受験の手引及び受験申請書を請求してください。

住所 〒一七一 八五三六 東京都豊島区高田三一九 一〇

名称 一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

2 連絡先(問合せ先)

一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

電話 〇二二〇 四一九四 八二

平成二十八年十二月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社